

ものづくりマイスター制度は、  
後継者育成・技能継承の取り組みを支援します！  
組合や協会など団体の若手会員、企業の若手社員の  
技能向上に活用を!!

組合や協会など団体の若手会員を対象として、又は企業内（※大企業を除きます）の若手社員を対象として、技能のレベルアップ等を目的とした講習または研修を開催される場合に、『ものづくりマイスター』を派遣することが可能です。

※なお、受講対象者の年齢は主に35歳未満と規定されております。

#### 【ポイント】

- 1 ご希望の内容に沿ったものづくりマイスターを派遣します！
- 2 経費負担が軽減されます！
  - ①ものづくりマイスターに対する謝金や交通費は、当コーナーで負担します。
  - ②実技指導に必要な材料代は、受講者1人当たり2,000円を上限として、当コーナーで援助します。
- 3 年度内において、1人当たり20回まで受講が可能ですので、計画的な講習等の開催を通じて、技能のレベルアップが図られます。

=ものづくりマイスター制度を活用したい場合は、下記へお気軽にご相談ください=

青森県技能振興コーナー（青森県職業能力開発協会）

〒030-0122

青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内

TEL : 017-738-5561 / FAX : 017-738-5551 / E-mail : info@a-noukaikyo.com

※ものづくりマイスターの都合等、場合によっては派遣できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 過去の主なものづくりマイスター派遣事例

団体、企業からの相談を受けて、指導希望内容に沿ったものづくりマイスターを派遣しています。

### 団体への派遣

- ◎一般社団法人青森県溶接協会への派遣  
半自動溶接などの技能向上を図るための研修に、電気溶接職種ものづくりマイスターを派遣
- ◎職業訓練法人七戸職業能力開発協会への派遣  
建築大工技能検定実技試験問題講習会に、建築大工職種ものづくりマイスターを派遣
- ◎青森県板金工業組合西北支部への派遣  
建築板金技能検定実技試験問題講習会に、建築板金職種ものづくりマイスターを派遣
- ◎和文化あおもりへの派遣  
和裁技能検定実技試験問題講習会に、和裁職種ものづくりマイスターを派遣

### 企業への派遣

- ◎板金業を営む会社への派遣  
若手社員の技能向上を図るための社内勉強会に、建築板金職種ものづくりマイスターを派遣
- ◎建築業を営む会社への派遣  
建築大工1級技能検定実技試験問題に係る社内勉強会に、建築大工職種ものづくりマイスターを派遣